

	新潟市教育委員会 平成24年11月 定例会会議録			
日 時	平成24年11月30日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長		欠席委員	
	齋 藤 委員			
	佐 藤 委員			
	沢 野 委員			
	吉 村 委員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	高 居 和 夫
	教 育 次 長	白井 裕司	総 合 教 育 センター所長	吉 原 修 英
	教 育 次 長 中央図書館長	三保 恵美子	学 校 支 援 課 長	高 橋 恒 彦
	教 育 政 策 監	伊 藤 充	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	河 内 一 美
	教 育 総 務 課 長	岩 名 俊 明	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	宮 本 周 英
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	松 原 伸 直
	学 務 課 長	高 橋 豊	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山 下 洋 子
	施 設 課 長	本 間 寿 晴		
	保 健 給 食 課 長 補 佐	田 中 薫	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	小 関 洋
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 緑	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第20号	平成24年12月議会定例会の議案について (1)平成24年度新潟市一般会計補正予算について (2)新潟市立高等学校条例の一部改正について (3)新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正について (4)新潟市公民館条例の一部改正について
報 告 (2件)	記 号	件 名
		生徒指導事案の経過及び市内学校園における今後の対応について
		新津図書館改築事業に係る基本・実施設計について
協議題 (1件)	記 号	件 名
		坂井輪中学校区内小学校適正配置に係る学区外就学についての要望書の提出について

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に齋藤委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより、付議事件に入ります。議案第20号、平成24年12月議会定例会の議案について。平成24年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長 最初に、議案第20号、平成24年12月議会定例会の議案についてご説明いたします。はじめに、(1)平成24年度新潟市一般会計補正予算についてです。このうち、教育委員会の補正予算としましては、人件費の補正に関するものとなっています。人件費補正につきましては複数課にわたっておりますことから、内容が重複しますので、教育総務課のほうで一括して説明いたします。

資料1 ページ目、平成24年度人件費関係補正額調をごらんください。この資料は、補正額を項・目ごとと所管課、費目ごとに整理したもので、内訳は記載のとおりとなっております。

教育委員会全体の補正予算額は、一番下の教育委員会合計欄、右側から二つ目の欄になりますが、1億4,298万5,000円の増額となっております。今年度の本市人事委員会報告では、月例給、期末勤勉手当ともに民間給与の格差が小さいこと、民間手当の支給割合とおおむね均衡していることから、改定なしとなりました。そのため、給与等の改定はされませんでしたので、このたびの補正は本年度4月の人事異動や職員の増減に伴う給料及び職員手当などの調整が中心となっております。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明に質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。ないようですので、ご承認をお願いいたします。

続きまして、新潟市立高等学校条例の一部改正について、教職員課、お願いいたします。

○教職員課長 議案第20号、平成24年12月議会定例会の議案について、新潟市立高等学校条例の一部改正について説明いたします。

改正の理由は、平成25年3月31日で閉校する新潟市立高志高等学校の名称、位置を定める新潟市立高等学校条例についての所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、下記のとおりとなっております。新潟市立高志高等学校に関する表

記を削除することとなります。施行の期日は平成 25 年 4 月 1 日となります。

なお、3 ページにつきましては、議会に提出する議案書になります。

4 ページ目をごらんください。新旧の対照表となっております。

以上で説明は終了になります。よろしくお願いいたします。

○委員長

ご意見、ご質問のある方、よろしくお願いいたします。

では、ご承認いただいたということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正について、地域と学校ふれあい推進課にお願いいたします。

○地域と学校ふれあい推進課長

資料は5 ページからになります。議案 20 号、平成 24 年 12 月議会定例会の議案について、新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正についての改正案についてご説明いたします。

今回の一部改正の理由は、潟東中学校グラウンドナイター設備の所管が西蒲区役所から教育委員会に移り、同施設が使用料徴収の対象となったためです。潟東中学校グラウンド使用料は30 分当たり 900 円、回数券については 9,900 円となります。料金の設定については、他のナイター設備と同様に、電力の基本料金と 4 月から 11 月の使用電力の料金を勘案して設定いたしました。施行日は平成 25 年 4 月 1 日でございます。利用団体には、ナイター設備が教育委員会に移管され、議会の承認を得た場合は使用料を納入していただくことになることを昨年度より周知してまいりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長

ただいまの説明につきまして、質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正についてはご承認いただきました。

○委員長

続きまして、新潟市公民館条例の一部改正について、中央公民館にお願いいたします。

○中央公民館長

議案書の 8 ページをお開きください。新潟市公民館条例の一部改正について、説明させていただきます。新潟市北区にあります豊栄地区公民館の分館である岡方公民館、岡方コミュニティセンターとの併設の施設が同じ場所での改築に伴いまして、別表で規定している公民館の使用料の額を改正するものであります。

最初に、岡方公民館の改築について、その概要を説明いたします。議案書の 12 ページ、13 ページをお願いしたいと思います。岡方コミュニティセンター建設工事（岡方公民館併設）をごらんください。現在の岡方公民館は昭和 50 年に建築されたもので、建設から 36 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、合併建設計画の岡方コミュニティセンター整備事業として、計画に従って事業が進められてきました。合併建設計画全体の進行管理や予算の執行については、北区地域課が中心となって進めてきましたが、公民館の具体的な内容については公民館と北区で協議をしながら業務を進め、平成 25 年 4 月に開設する予定であります。

それでは、施設の概要について簡単に説明いたします。まず、右上段にあります位置図ですが、岡方公民館は北区長戸呂の北消防署岡方出張所に隣接する位置にあり、同じ場所で改築するものであります。黒い四角の部分が公民館の位置となっております。建物全体としては、合併建設計画に従って木造平屋建て、延べ床面積が約 700 平方メートル。駐車場については、16 台から 34 台に拡充しています。

全体平面図をごらんください。各室の配備は図面左側からホール A、B、調理室、中央に和室 1、2、右上に会議室などで構成されています。施設の概要は以上であります。

それでは、具体的な条例改正案について説明いたします。議案書の 11 ページの新旧対照表をごらんください。岡方公民館の改築に伴うものです。各館の使用料を規定している別表のうち、岡方公民館の第 4 表を公民館各室の部屋の名称や面積に併せて、左側に記載のとおり改めるもので、使用料の額は平成 24 年 10 月からの公民館使用料統一の考え方に基づいています。なお、この施行時期につきましては、平成 25 年 4 月 1 日としております。

以上、当課所管の議案につきまして、説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

ただいまのご説明にご質問等お願いいたします。

○沢野委員

ホール A と B があるのですが、どのくらいの入数が入る広さになりますか。舞台などいろいろなことに使われると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○中央公民館長

ホール A が 60 名、B が 40 名になります。

○沢野委員

ここは仕切りになっているのですか。

○中央公民館長

一緒にもできます。

○委員長

仕切りを取ることも一緒にできることも可能だということだ

すね。

○佐藤委員

参考までに。平面図を見ると、ビニールハウス、健康農園のところに火葬場跡地とありますよね。これは山か何かになっているのですか。

○中央公民館長

少し小高い丘になっております。

○佐藤委員

ここに火葬場跡地があるということですか。

○齋藤委員

参考までに。現行の和室を見ますと 200 円、改正後、各部屋 100 円。これは何か大きさが変わっているのですか。

○中央公民館長

そのとおりです。大きさによって料金が変わりますので、少し大きくなっているというものであります。

○齋藤委員

ということは、和室は小さくなったということですか。

○中央公民館長

和室を 1 と 2 で分けたということです。今まで和室が一つだったものを 1 と 2 に分けてということでありまして。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、新潟市公民館条例の一部改正について、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。

第 4 報 告

○委員長

では、これより報告案件に入ります。

生徒指導事案の経過及び市内学校園における今後の対応について、学校支援課長、お願いいたします。

○学校支援課長

生徒指導事案の経過及び市内学校園における今後の対応についてご報告いたします。

はじめに、市内中学校における生徒指導事案の経過についてご報告いたします。学校では、学校の正常化に向けて全校生徒を対象に心のケアを実施しています。今後も生徒の実態に応じて心のケアを継続してまいります。教職員の取組としては、指導体制を見直し、2年生は複数担任制としました。これにより、生徒一人一人の心に寄り添ったきめ細かな支援を行ってまいります。授業では、認め、ほめ、励ます、関わりを大切にされた授業の展開になるよう、指導の見直しを図っています。また、生徒会では、AKGイエロープロジェクトの取組をスタートさせました。AKGのAは明るい雰囲気为学校にしよう、Kはきれいな学校や地域にしよう、Gは元気な歌声を響かせようです。このプロジェクトに賛同した生徒はイエローリボンをつけて各学校で取り組んでいます。

次に、学校と教育委員会との連携についてです。現在、校長と生徒指導班総括指導主事が連絡を取り合い、生徒の様子を確認するとともに、学校の正常化に向けた取組について協力体制で臨んでいます。また、指導主事、スーパーサポートチーム、

スクールソーシャルワーカーを継続的に派遣し、学校の相談等に応じるほか、校内の見守り体制の強化、個別支援の協力等を行っております。

学校は落ち着きを取り戻し、授業をはじめ、すべての教育活動が正常に行われています。今後もだれもが不安をもつことなく通常の学校生活を送ることができるように、学校支援課を中心に教育委員会として支援してまいります。

次に、市内学校園における今後の対応についてです。前回の臨時教育委員会において、他の自治体の先行事例等も参考にするとご意見を頂きましたので、他の自治体の取組も踏まえて、対応について検討しております。まず、いじめについての基本的な構えと早期発見についてです。いじめは早期に発見することが最も重要であるという構えを全教職員がもち、対応に当たるよう指導を徹底させてまいります。いじめのない学校がよい学校であるなどの見方もあることから、「いじめほどの学校にもどの子にも起こりうる」ということを再認識させ、小さないじめも見逃さず、組織的に積極的にいじめを見つけていくという強い構えをもって、いじめの問題に臨むよう指導していきます。そのために、日ごろから子どもからの些細な訴えにしっかりと耳を傾け、それを適切に情報共有するなど、いじめを見逃さない体制の整備を行います。また、児童生徒の実態を的確に把握するため、日記や生活ノートを活用し、ふだんから児童生徒の小さな変化を見逃さない、多様なアンテナを張り巡らすなどの方策を講じるよう指導してまいります。

いじめアンケートの結果についても、担任のみが点検するのではなく、学年部や校長、教頭などの管理職の目を通すなど、複数の目で組織的に確認するように指導してまいります。さらに、児童生徒の心の内面を的確にとらえるため、担任教師だけでなく、児童生徒が最も信頼する者、場合によってはスクールカウンセラーなどの専門的な力を有する方の協力を得ながら実態把握を行っていくような体制を整備していきます。

また、学校は、いじめが疑われる場合にはそのことを地域に周知するなど、保護者、地域などからも広く情報を得ながら、地域ぐるみの協力体制の中でいじめの事実、真相を明らかにしていくような体制を整備させていきます。

次に、いじめが明らかになった場合の早期対応については、いじめの実態を的確に把握するために、校長が明確に方針を示すとともに、初期段階から組織的に対応するよう指導してまいります。被害を受けた児童生徒には、心に寄り添い、教育相談

や心のケアをきめ細かく行い、安心して登校できるよう、組織的な対応を進めています。加害児童生徒に対しては、安易な謝罪で終わることなく、自分の行為を振り返らせ、その行為の是非について深く考えさせるとともに、相手の心の痛みを理解させ、立ち直りに向けた指導支援を継続させていきます。

次に、警察との連携についてですが、県警本部との打ち合わせで、初期段階からの連携を始めることができるという確認ができました。特に、暴力などの被害が予想される場合については、重篤になる前の早い段階から警察と連携し、問題解決に当たるよう指導してまいります。また、問題の状況に応じて、児童相談所、健康福祉課、地域の自治会などをはじめ医師、大学教授などの外部人材などとも重層的に早期から連携を進め、解決が図れるようにしていきます。これらの対策を校園長会などで全学校園に指導してまいります。

報告は以上となります。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見のある方、挙手をお願いいたします。

○佐藤委員

とにかく、今の説明を粛々とやっていただきたいと思います。これは質問なのですけれども、いじめ相談電話というものが設置されていますよね。新潟県、それから新潟市いじめSOS電話、24時間いじめ相談ダイヤル。これは学校支援課のほうで出ているのですけれども、これに関する実態などはどのようなになっていますか。ここに直接かかってくるころだと思えますけれども、どうでしょうか。

○学校支援課長

件数でしょうか。

○佐藤委員

件数というよりも、電話が来た段階で、かなりの案件が来ているのだと思うのです。その対応、受けているスタッフの皆さんはどう対応しているのでしょうか。

○学校支援課長

ここにはさまざまな不安を訴えたり、いろいろな不満を訴えたりといういろいろな件数が来ていますが、いじめという形で限定されてくるのは、全体の割合の中では非常に少ないというのが実態です。人間関係のトラブルであったり、自分の自己実現が図れないことのトラブルですとか、家庭環境での、なかなかおうちの方にもご相談できないとかさまざまなものになります。

我々もその中でいじめ件数を拾い上げたところ、いじめに限定したものについては比較的割合は少なかったです。

○佐藤委員

これはかなり周知徹底されて、学校、児童生徒、保護者の皆さんにはどのような広報のしかたをしていますか。

○学校支援課長	年度初めに毎年、教育相談ができる施設の一覧を配付していますし、子どもたちには、いじめSOSというダイヤルの入った名刺サイズのカードを渡しています。
○佐藤委員	毎年ですか。
○沢野委員	今おっしゃったカードは子どもたちももらっています。ただ、子どもたちがカードを見て、本当に真剣に電話をかけてほしいのです。うちではカードを放ったりしているので。そのような形での周知くらいですか。ほかには周知のしかたというか広報などは。
○学校支援課長	先ほど申し上げたように、信頼関係がある人には話ができる、もしくはだれにも相談ができないというような状況もあるので、そういったときのいくつかの手段としてこういうものもありますよということで、学校では指導しているのが一般的となっております。
○齋藤委員	それに関連して。いじめだと感じられるものは件数は少ないということだったようですけれども、もしそういうものが電話でかかってきた時の対応はどうなりますか。佐藤委員が質問されたと思いますが、どうですか。
○学校支援課長	<p>基本的には、その担当者が対応します。基本的に相談員が対応しているという形になり、ある程度事実関係が、いろいろな問題の具体的な固有名詞や学校名などが分かってきたときには、本人の了解を得ながら対応を進めていくということになります。本人がここだけにしてほしいとか学校名は言えないとかという場合については、まずは傾聴をしてアドバイスをできるのであればアドバイスしていくという形になっております。</p> <p>昨年度、相談センターで 526 件。いろいろな相談を受けているのですが、その中でいじめと限定されたものは 13 件です。その中で、いじめSOS電話で相談を受けたのが 73 件ですが、その中でいじめというのは、先ほど申し上げたように全体で 13 件でした。</p>
○佐藤委員	この 13 件の中で、具体的にアクションを起こしているのはどのくらいあるのですか。
○学校支援課長	アクションというのは、解決に至ったということでしょうか。
○佐藤委員	要は本人の通っている学校に出向いて、先ほど言ったスーパーサポートチームやスクールカウンセラーが入ったという実態はあるのですか。
○学校支援課長	<p>すみません。</p> <p>今、ここにはその資料はないそうなので、あとでまた確認します。</p>

○佐藤委員

とにかく、ありとあらゆる手段を使って早期発見する必要があるかと思えます。それから、本人が黙っているといっても、やはり、その後本人へのフォローが必要だと思うので、その後どうなりましたかということやきちんとやっているのかどうかということも確認する必要があるでしょうし、それと同時に、一つの大きな問題点が出る前に、100以上のいろいろなものが出てくるわけで、それをいかに情報としてとらえていくのかというシステムを考えていく必要があるかと思えます。そういうことから考えていくと、もう少し、もちろん、それはこれから今後対応策を作っていく必要があるかと思うので、ぜひ、学校支援課のほうである程度のシステムを考えておいていただきたいと思えます。これだけIT普及していますから、全員がいろいろなレポートを見られるように体制を作るとか。

民間企業ですと、いわゆる営業日報などというものができてきて、昔はアナログで書いていたのではほとんど見なかったのですが、やはり、ITを利用しながらデジタルになれば全部営業の履歴などを把握することができるのです。担当者が変わっても、それまでの経過が全部分かりますので、そういったものもうまく利用しながらやる必要があるのではないかという気がいたしますので、ぜひその辺のシステムを考えていただきたいと思えます。

○学校支援課長

今のことについてですが、他の事例などを見たときに、匿名性ということで、インターネットを活用していじめの情報を収集して成功した例もあるようなのです。ただ、匿名性ということで、逆の、マイナスの書き込みなどが氾濫して失敗した例もあるようですので、今ご指摘があったようなことについては十分研究しながら進めていくことによって、子どもたちのいじめ早期発見ということの手立てにしていきたいと考えています。

○齋藤委員

課長の、これから実施したいというお話の中で、気になるのは、各生徒へのアンケートは担任の教師だけではなくて学年主任や教頭、校長にきちんと報告が行くようにというような話がありましたが、これまでそういうことは徹底されていなかったのかなと受け取られる発言だと思うのです。担任だけで終わっている部分。つまり、これからは積極的に早期発見を目指すということをおっしゃったのだけれども、具体的にどの程度これが実施されているかということが、学校支援課も含めて教育委員会は把握していたのかどうか。

過去のことを振り返ってもしかたがないかもしれませんが、先ほどの発言からしますと、これまでは担任任せだった

のかということになりかねないのですが、その辺のところの補足をお願いできますか。

○学校支援課長

担任だけが点検用紙を持って数値だけを上げていくということがあることが考えられますので、用紙そのもの、自由記述も含めたものを担任だけが目を通すのではなく、複数で目を通していくということを徹底させたいということです。従いまして、今、どの程度の学校が複数の目を通しているのか、多分、数値は全部校長まで必ず上がっていくようになって、その結果が毎月集約されていると思うのですけれども、そういったアンケート用紙そのものから伝わってくるニュアンスを複数の目で見ていくということを徹底していきたいということでございます。

○齋藤委員

すみません、言葉尻をとらえるようですけれども、数値だけが校長に上がってくる、これもやはり表現を変えていく、あるいはニュアンスを変えていかないと、校長は数値だけを見て、減ったかと。しかし、減っても問題の部分があるわけです。それが教頭、校長に伝わるようなシステムをむしろ徹底していただきたい、指導していただきたい。校長が数値だけ見て、減ったならいい、安心。こういう形では早期発見にはつながりません。これは数値の問題だけではないと思うのです。30が10になったから安心、しかし、10の中に一つ潜んでいる大きな問題がこういう形になって表れてくる可能性があるわけです。本当に言葉尻をとらえて申し訳ないけれども。周りの人たちの理解を得られないと思うのです。

○学校支援課長

その辺のところの実態はよく確認してみたいと思います。

○齋藤委員

ぜひお願いしたいし、徹底していただきたいと思います。

○委員長

その辺を徹底していただくということで、現場の状況を把握してください。

○吉村委員

想像するに、例えば、全校対象児童を100とした場合に、100のうち10の数字が、今の数値だけで言えば10の数値が少し心配な比率があると。では、その10人はどういう事例なのだという事について、おそらく教頭、校長は精査しますので、すると信じたいし、当然するはずなのです。

ただ、私は一番怖いのは、チェックのときに、この子はもう少しよく見ないと分からないとチェックするか、大丈夫だと思いチェックしないか。これが一つ心配です。特に中学校の場合には、授業もそうだし放課後の活動も非常に複数の教職員の目の中で生活することができるわけです。なのに、その複数の人の目でも、これほどの案件になるまで上がらないということが大きかったと思うわけです。先ほどおっしゃった複数で見ると

いうことの具体的な方策を市内の教職員によく指導して分らせることが大事なのかなと感じました。

○学校支援課長

今、吉村委員がおっしゃるようなことは非常に大きなことだと思っています。例えば、鉛筆がこのようにされたとか何か言ったときに、それをどう受け止めるかということだと思うのです。そのことを、「ああそうなの」と言って終わるか、もう少しきちんと掘り下げていくかという、その辺りのニュアンスだと思いますので、その辺のところをきちんと、最初に申し上げたように、そういう訴えにも耳を傾けて、どういう子どもの訴えなのかということ、そしてさらに調べてみる必要があるということ、職員同士で確認していくということ、一人だけで判断して終わるということではなくて、複数で確認する必要があるよねというようにしていくことが最も重要なことだと思っています。

○佐藤委員

情報共有をどうやって瞬時にしてできるかということを考える必要があるのです。だから、その関係のためにみんなが集まってやっていたら、時間がいくらかかっても足りないし、本来ならばそれは教師の本分ではありませんから、読み書きそろばんを教えるのが教師の本分でありますから、そこが中心となってやっていかなければならないので、それをいかに教員同士で情報共有できる、教頭と校長と教員同士が全体で情報共有ができるようなシステムを各学校に入れていくべきです。

やはり個人差があって、これは大したことがないと感じる教師もいるし、これは大変なことだと感じる教師もいると思うのです。それを情報共有することで早期発見につなげていくという、その辺のシステムをぜひ考えてください。

○沢野委員

佐藤委員とまったく同じなのですけれども、本当に共通理解といいますか、校長先生をはじめ先生方全員で同じようなところを見てやっている。そういう意味では、おっしゃったように連携、本当に連携というのはとても大事だと思うので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。

では、一つだけお聞かせください。アンケートを何度か取っておられるのですけれども、これは記名なのか、無記名なのか。

○学校支援課長

基本的には、記名でやっているものです。ただし、記名だけだと出しにくいということがあるような場合については、ときどき無記名でやっている例もあるということを知っています。

○委員長	そこは非常に大事です。無記名でいいということになると、なかなか拾い上げられないことがあるのです。記名することによって表れてくるものなので、ぜひ、些細なことでも、何でもいいから書いて記名でということ徹底したほうがいいのではないかと思います。
○学校支援課長	大抵の場合、個々の心の読み取りなどを基本にする場合は記名になっていますし、いじめが疑われてここをもう少し解明したいとかということを知っている情報を、というときについては、両方のパターンがあるようです。
○委員長	なるべく記名という、これのときは無記名、これは記名とかというのではなくて、常に記名、自分の名前はきちんと書く、呼ばれたら返事をするということを徹底していかないと表現できない子供たちになると思いますので、ぜひ、そういうところから実施していただきたいと思います。
○吉村委員	今の委員長のご指摘ですけれども、やはり、記名にするか無記名にするかというのは、内容やそのときの状況とかあると思うので、今委員長がおっしゃっているのは、今後、新潟市は記名を中心としてやりなさいということではなくて、委員長が指摘したこと、それが記名がないことによって非常に隠れてしまうという懸念もあるのだということ十分に承知したうえでのアンケートの実施というように指導していただいたほうがいいのではないかと私は思います。私ども委員会で記名を推薦するというのは私は少しつかかるところがあると思いました。いかがでしょうか。
○委員長	非常に難しいところです。この度は非常事態です。吉村委員がおっしゃることはとてもよく分かるのですが、本当に些細なことでも見つけられなくなってきています。担任の先生が自分の児童・生徒の状況を把握しにくくなっているのです。このアンケートに書いたものは公開しないのだから安心して書きなさい。と伝え、どんな些細なことでも拾っていかないといけない時代に来ているのだなとつくづく感じています。それで、委員会としてそれを推進しますということではないのですが、そのように心掛けていただきたいということです。
	ほかに何かございますか。
	次に、新津図書館改築事業に係る基本・実施設計について、中央図書館からお願いいたします。
○中央図書館企画管理課長	現在、改築事業を行っております新津図書館につきまして、基本実施設計が固まりましたので、ご説明いたします。 資料の 16 ページ、新津図書館改築事業をごらんいただきたい

と思います。左上の①をごらんください。1. 概要につきましては、新津図書館は築後34年が経過しており、老朽化による図書館機能の低下や多様化する利用者ニーズに対応したサービス体制の整備のため、全面改築を行い、秋葉区の中心図書館としての機能を向上させる計画になっています。

設計の一環として、昨年度、建設用地の地質調査をしました。その際に、油臭、油膜が出てまいりましたので、公共建築第2課と相談し、今年度、土壌調査を行いました。その結果、環境に有害な物質であるシアン、水銀、ベンゼンなどについては基準値未満でございましたので、この場所に建設ができることになりました。ただ、工事による掘削土壌が出ますが、それは産業廃棄物となり、適切な処理が必要となります。この処理方針としましては、中間処理施設に搬出し、中和処理をしていきます。その処理費用は建設予算内で行う計画でとなっております。その辺の関係で報告が遅れてしまいました。

次に、2. 事業計画についてです。延べ床面積が2,292平方メートルとなり、現在の新津図書館スペースの約1.7倍になります。主な施設内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、3. 建設スケジュールですが、今年度から2か年で図書館本体の建設を行います。平成26年度中の開館を予定しております。

その下の②の工程表をごらんいただきたいと思います。平成24年度は7月で基本実施設計が終わりました。平成25年1月より改築工事を予定しております。工事は2か年継続事業としており、平成26年3月で完了する予定となっております。平成26年度は引っ越しと開館準備をして、秋ごろに開館を予定しております。

次に、17ページの上段の③をごらんください。事業完了後の完成予想図となります。北側から見た駐車場及び正面入り口に向かう方向から見たイメージ図となっております。

次に、その下にあります④をごらんください。事業完了後の全体の配置図となります。駐車場は約40台です。既存図書館部分ですが、取り壊して駐車場としたいところなのですが、合併建設計画には解体を含んでおりませんので、今後、予算の見通しがつきましたらそのようにしたいと考えているところとなっております。

次に、18ページをごらんください。新しい新津図書館の各階の平面図でございます。図面の色ですが、緑色のところが視聴

覚センター、黄色のところは秋葉区教育相談室となっております。それ以外の部分が図書館部分になります。1階部分からご説明いたします。この階の特徴といたしましては、図書館の貸出や返却、資料の閲覧に係る部分はすべて1階に集中しております。南側から光を最大限取り入れるよう、大きな窓になっております。カーブしたところがございますが、本が日焼けしないように、大きなひさしがある設計になっております。書架の位置も車いす利用者と一般の利用者がすれ違える程度の間隔で配置しており、広くて使いやすい閲覧室となっております。その下のこどもとしゃかんの部分ですけれども、南側の角に配置してあります。カウンターから見渡せるように、また、音が一般のほうに漏れないようにガラス板で仕切るような形になっております。それから、事務室の隣にカウンターがありますが、その上のほうに郷土資料室を配置しました。その場で閲覧できるほか、展示ケースを配置して、貴重な資料も閲覧できるように設計いたしました。

次に、2階部分をごらんください。左の角にあります学習スペースは学生や社会人が利用できます。ここは図書館資料を持ち込んで学習ができるようになっておりますので、通常は学習室からそのまま外にできることはできないようにしております。機材・教材庫は視聴覚センターが貸し出しを行う資料を収納しておくための場所となっております。教育相談室は、利用される方が外部の人たちとできる限り顔を合わせないように配慮し、ロビーから直接2階に上がって利用できる場所に配置しました。

以上で、新津図書館改築事業基本・実施設計の説明を終わります。

○委員長

ただいまの説明にご意見、ご質問ございますでしょうか。

○吉村委員

今ほどの説明にもあったのですが、図書館の建物の中に適応指導教室と教育相談の部分、これは失礼ながら既存の新津図書館にも図書館内にこのスペースが設けてあるのですか。

○中央図書館企画管理課長

現在もございます。

○吉村委員

果たしていいことか悪いことかという微妙な問題があるのですが、今ほどご説明にありましたように、通ってくる子どもたちへの配慮と申しますか、図書館自体はたくさんの人から活用してもらわなければならないだろうし、相談室関係のほうはあまりにもなかなか人には会いたくないというケースもあると思いますので、十分にご配慮をいただきたいということを強くお

	<p>願ひ申し上げたいと思ひます。</p>
○中央図書館企画管理課長	<p>教育相談室とよく相談してこの辺の配置や計画を進めてまいりましたことを、一言ご報告いたします。</p>
○佐藤委員	<p>新津なので土地勘がよく分からないのですけれども、公共交通は図書館にはどういう状況なのですか。先ほど駐車場が40台で、あと、お金があれば駐車場を作ると申し上げただけけれども、40台で足りるのかなということがあるのです。公共交通がきちんと整備されていると言うと語弊があるかもしれないのですけれども、この辺はどうなのですか。</p>
○中央図書館企画管理課長	<p>地図を配付できなかったかも知れませんが、こちらは新津駅からゆっくり歩いて15分くらいの場所なのですけれども、新津のまちなかになります。近くにベルシティというショッピングセンターがありますけれども、駐車場を確保するのがなかなか難しく、駐車場は40台の計画なのですけれども、既存の新津図書館をもし壊すことができますと、かなり駐車場が広がるということで、それが目下の課題となっております。</p>
○佐藤委員	<p>できれば、きちんとした駐車場ではなくてもいいので、駐車できるスペースをある程度確保しておかないと。図書館そのものはもちろん子どもたちも利用するのだけれども、最近の図書館の傾向としては、企業人が利用できるよという、そういった一面も必要な部分なので、そうなる、当然ながら車で来るという可能性が非常に高いわけで、そういった企業人が利用しやすいように、駐車場はきちんとした形に整備しておく必要があると思ひます。</p> <p>それに、川でしょう。</p>
○委員長	<p>新津川というものがあります。</p>
○佐藤委員	<p>だから、いくらベルシティのショッピングセンターがあっても川を渡っては来ませんから。</p>
○委員長	<p>新津川というのはせせらぎなのです。後から整備したところなので、そのせせらぎのよなところにひまわり橋ができていまして、その横にベルシティがありまして、ベルシティに用事を足しながら図書館にも足を運べるといういい場所なのです。</p>
○佐藤委員	<p>通れるのですか。それならばいいです。</p>
○委員長	<p>あくまでベルシティの駐車場なので、図書館には図書館の駐車場を使うことが望ましいです。</p>
○中央図書館企画管理課長	<p>ただいまの佐藤委員の意見を参考に努力してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
○委員長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>

ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

12月定例会は12月20日（木）午後3時30分からでお願いしたい。1月定例会は1月23日（水）午後3時30分からでお願いしたい。

第6 協議会

○委員長

一旦ここで定例会は終了となります。引き続き、公開の協議会に移ります。

では、協議会に入ります。坂井輪中学校区内小学校適性配置に係る学区外就学についての要望書の提出について、教育政策担当課長にお願いいたします。

○教育政策担当課長

資料の21, 22ページとなります。先月の10月9日に坂井輪中学校区コミュニティ協議会から、新通小学校の大規模解消についての要望書の提出がありましたが、それに関連して新たに要望書が提出されましたので、ご報告いたします。

資料の21, 22ページをごらんください。10月に提出されました要望書では、新通小学校の大規模解消のための緊急的な対応と抜本的な対応。そして、抜本的な対応が困難な場合の方策が要望されておりました。その内の緊急的な対応の新通小学校から坂井東小学校への学区外就学、個人の希望により坂井東小学校に通学することの方策に関して、コミュニティ協議会では学区外就学を適用する地域の取りまとめなど、検討をその後も行ってまいりました。今回提出されました要望は、地域での検討を経て、緊急的な対応を実施する際の具体的な内容についての要望となっております。

要望項目は五つとなっております。新通小学校区の全自治会から適用範囲になることの合意が得られましたことから、対象地域として1の新通小学校区全域を学区外就学の対象地域とすること。移動する児童については、3、坂井東小学校の現在の校舎で受け入れられる範囲内とすること。そして、実施期間につきましては、4の平成25年度から2の新通小学校の過密状況が改善されるまでの暫定的な措置として実施すること。また、保護者への周知につきましても、5としてこれらのことを保護者に周知することと、これら五つが要望項目となっております。

今後の対応につきましては、10月と今回の要望を受けまして、新通小学校から坂井東小学校への学区外就学を実施する方向で事務局で検討を行っていきたいと考えております。

○委員長

質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

- 吉村委員 ささまざまな要望になるべくこたえるようにという改正の案だと思いますが、とりあえず、1番の新通小学校区全域を対象とするというのはどういうことですか。つまり、新通小学校、現在通っているどのポイントの子も坂井東へ可能であるということですよ。この趣旨は何でしょうか。
- 教育政策担当課長 新通小学校の現在の状況が、平成24年5月時点で。
- 吉村委員 キャパの問題ですか。そういうことだと、極論を言うと、新通小学校の前に自宅があるけれども、過密なキャパの学校なので坂井東へ行きたいということもありえるし、隣のみよちゃんがそちらへ行くので私も一緒に行きたいと、こういうこともありえるということですね。
- 教育政策担当課長 はい。保護者の選択といいますか、ご判断で、そういったケースで希望されれば、坂井東小学校へも行けるようにしてほしいというのがコミュニティ協議会の要望となっております。
- 吉村委員 ただし、暫定的なものであると。
- 佐藤委員 具体的に、新通小学校は本当に大変なので、坂井東小学校のほうが通いやすいというような、実際に手を上げていらっしゃるご家庭はあるのですか。その辺のところは把握されていますか。
- 教育政策担当課長 まだ地域のほうにこれを実施する、しないということはまだアナウンスもしてございません。これから教育委員会の中で検討していくという状況ですので、どれだけの希望があるかについては把握はしてございません。ただ、来年度の新入生の就学前検診が11月に行われました。そこで実際に新通小学校の指定通知を受けた子どもが坂井東小学校で検診を受けたお子さんがいらっしゃったということをお知らせしております。ただ、数的には二人ということで、この制度を実施したときにどれだけ出てくるかは少し不透明な状況ですが、地域の中では実際に動きたいというお気持ちをお持ちの保護者もいらっしゃるような様子は何えませぬ。
- 吉村委員 大変ですね。坂井東小学校のキャパが例えば100で希望が200あったとかだと、それも整理しなければいけないわけですよ。ないのだからという想定でありますけれども、けっこう暫定的と言いつつも、やはり、学区外就学については市民も非常に敏感になっているところは小学校も中学校もあるものですから、とにかく安心してやってくだされば一番いいのだけれども、非常に困った状況にならないといいなという懸念を持つところが多いです。
- 教育政策担当課長 実際に制度を組み立てていく際には、やはりそういった心配

もございますので、きっちりとした制度ということで、保護者の方にもお示しして、その上でしっかり判断していただくということで、混乱がないように進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

逆に言うと、通学路の確保だとか通学の途中の安全確保ということは、コミュニティ協議会の皆さんではどのように議論されているのでしょうか。何かその辺は把握されていますか。

○教育政策担当課長

実際に、今現在、新通小学校も過密の状況ということで、朝晩の通学の際には地域の方の通学のボランティアといいますか、そういった方々のお手を借りているという状況となっております。ですので、実際に坂井東小学校に行くという状況になった際にも、地域の見守りというものもお願いしたいと思っております。

○佐藤委員

その辺の意識は高いのでしょうか。

○教育政策担当課長

この地域、新通小学校と坂井東小学校とのアンバランスの状況をなるべく改善させてあげようということで、この提言、要望というものをまとめてまいりました。そういったところで、自治会、コミュニティ協議会を含めて、子どもたちのことをしっかりと考えていただいている地区なのだろうと感じております。そういった部分、実際実施するに当たっては、地域の方にも私どものほうからお願いしていきたいと思っております。

第7 閉会宣言

○委員長

午後4時40分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員